

社会福祉法人共生の丘 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生の丘（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬は次の通りとする。

- (1) 理事長及び常勤常務理事、常勤理事の報酬は別表1のとおり支給する。
ただし、理事長以外のものについては、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け別表2の法人業務を行う場合、別表2の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
2 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、別表3に基づき、その実費相当額を支払うことができる。この場合、別表2の費用弁償は行わない。

(旅費交通費、日当、宿泊代)

第4条 役員等が法人に係わる業務のために出張した場合は、旅費交通費、日当、宿泊代を別表3、4、5のとおり支給する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表 1

	月額（職員との兼務無）	月額（職員との兼務有）
常勤理事長報酬	60～100万	25～45万
非常勤理事長報酬	20～40万	—
常勤常務理事報酬	50～80万	—
常勤理事報酬	40～70万	—

別表 2

理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償	5,000 円
監事が監査を実施した場合の費用弁償	10,000 円

別表 3

内 容	交通費支給方法	摘 要
陸 路	公共交通機関料金の実費を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として施設から目的地までの旅費を支給する。 ・交通費用は、最も経済的な通常の経路及び方法により支給する。 ・公共交通機関を利用することが困難な場所あるいは困難な状況については、タクシー等の費用を支給することができる。
鉄 道	ア 普通車運賃 イ 100km 以上の場合は特急券＋指定券 (場合によってはグリーン車代)	
航 空	実情に合わせて、航空運賃の実費を支給する。	
自家用車	走行距離によりガソリン代を支給する。 (8km で1 円のガソリン代：時価)	

別表 4

区 分	日当	摘 要
日当	1 日 10,000 円	常勤役員は 5,000 円とする
	半日 5,000 円	常勤役員は 2,500 円とする

別表 5

区分	理事長	理事長以外の役員等	摘 要
宿泊料	15,000 円	14,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修会等で超過した宿泊費は、実費を支給する。但し、研修会等で指定ある場合は研修会の申込みによる。

